

## 第27回群馬県スポーツ少年団 低学年軟式野球交流大会要項

- 1 趣 旨 県下の軟式野球を愛好する低学年のスポーツ少年団員を対象として、技術の向上と競技の喜びを体験させるとともに、団員相互の交流を図り、少年スポーツの健全な発展に寄与することを目的とする。
- 2 主 催 公益財団法人群馬県スポーツ協会群馬県スポーツ少年団
- 3 後 援 群馬県 群馬県教育委員会 群馬県野球連盟 毎日新聞前橋支局 群馬テレビ  
上毛新聞社 前橋市教育委員会 藤岡市教育委員会
- 4 主 管 群馬県スポーツ少年団軟式野球専門部会 前橋市スポーツ少年団 藤岡市スポーツ少年団
- 5 日時・会場 (予選リーグ)  
1日目：令和5年10月7日(土) 前橋市敷島緑地, ロード宮城総合運動場, 藤岡烏川グラウンド  
(決勝トーナメント)  
2日目：令和5年10月8日(日) ロード宮城総合運動場
- 6 参加資格  
チーム数 (1) 選手・監督は、日本スポーツ少年団に登録済みの団員および指導者であること。  
(各市町村本部の期限内に登録を済ませている者)  
(2) 3年生以下の小学校児童とし、1団1チームの出場とする。  
(3) 団員および指導者は、全員スポーツ傷害保険に加入すること。  
(4) 登録人数が最低10名に満たない団は、同一市町村内で混成チームを編成できる。  
ただし、3年生のみの登録で選手不足の団は混成できない。混成チームを編成する場合は、  
双方の団に2年生以下の登録団員がそれぞれ1名以上いること。
- 7 競技規則 (1) 群馬県スポーツ少年団低学年軟式野球交流大会競技運営上の細則による。  
(2) 使用球は、軟式D号ボールとする。
- 8 チーム編成 引率者1名、監督1名、コーチ2名、スコアラー1名、選手20名(最低10名) 計25名以内  
監督1名・コーチ2名のうち1名の計2名は、スポーツ少年団の理念を学んだ指導者(コーチングアシスタントやスタートコーチ(スポーツ少年団)、認定育成員または認定員の有資格者)であることとする。  
◎その他の条件にあるとおり、指導者ライセンスの取得とポイントについては必須とする。)  
また、大会当日はユニフォームを着た登録者が必ずベンチに入ること。  
(未就学児の登録は、安全確保が困難なために不可とする。)  
※大会当日、急遽有資格者の帯同ができなくなった場合には、委任状を提出することで、別の登録者に代表指導者を委任することができる。
- 9 申込先 別紙申込書により各市町村スポーツ少年団本部まで申し込むこと。  
各市町村本部は申込を取りまとめ、9月10日(日)必着で各ブロック責任者まで申し込むこと。  
(申込の際、スポーツ少年団登録システム「名簿のダウンロード」から登録者名簿をプリントアウトし添付すること。)

| ブロック | 責 任 者   | 郵便番号・住所・電話番号                                      | 郡 市                     |
|------|---------|---------------------------------------------------|-------------------------|
| 北 毛  | 阿 部 芳 司 | 〒379-1313<br>利根郡みなかみ町月夜野421-2<br>(自) 0278-62-3306 | 渋川・沼田・吾妻・<br>北群馬郡・利根郡   |
| 東 毛  | 和 田 久 雄 | 〒376-0001<br>桐生市菱町4丁目2218<br>(携) 090-2565-3210    | 桐生・太田・館林・<br>みどり・邑楽郡    |
| 中 毛  | 加藤 満    | 〒370-3573<br>前橋市青梨子町1378<br>(自) 027-252-9397      | 前橋・伊勢崎・佐波郡              |
| 西 毛  | 武 井 道 夫 | 〒370-0802<br>高崎市並榎町69-9<br>(自) 027-364-4771       | 高崎・藤岡・富岡・<br>安中・甘楽郡・多野郡 |

- 10 組合せ会議 各チーム代表者による抽選とする。（参加チームの監督・指導者1名はルール等の確認を行うため必ず出席すること。）

**令和5年9月23日（土） 17:00～**

ALSOKぐんま総合スポーツセンター本館3階 第1研修室

〒371-0047 前橋市関根町800 TEL 027-234-5555

- 11 参 加 料 1チーム 3,000円（組合せ会議時に納入すること。）

## 12 そ の 他

- （1）参加については、大会全日程を検討し、学校行事等を確認したうえで申込すること。
- （2）参加選手は、登録団員章を右腕に付けること。
- （3）競技上の問い合わせは各ブロックの責任者へ行うこと。
- （4）開会式および表彰式については組合せ会議にて通知する。
- （5）各チーム代表者は参加者の保護者に参加の承諾を得て、申込を行うこと。なお競技中に事故が発生した場合、応急処置については行うが、補償については各自で加入しているスポーツ傷害保険で対応すること。
- （6）雨天時の態度決定は、組合せ会議において示す各会場担当者の連絡先に朝6時～7時までの時間に問合せをすること。
- （7）大会当日、令和5年度の群馬県スポーツ少年団に指導者・役員・スタッフで登録している、もしくは指導者ライセンス講習会に参加している者が参加できない団については、別紙委任状を提出すること。